

【平成27年1月】

議長交際費支出基準

区分	内容	金額	対象	備考
御祝	総会等祝	原則なし	各種団体、地域等が行う総会等	懇親会に出席の場合は、会費相当分とする。
	栄典等受賞祝	原則なし	栄典等受賞者の個人又は団体	祝賀会に出席の場合は、会費相当分とする。
	竣工、開所、 周年記念祝	原則なし	民間団体等の竣工、開所 周年記念	祝賀会に出席の場合は、会費相当分とする。
弔慰	(下表のとおり)			
賛助	賛助金等	10,000円(上限)	民間団体等の活動趣旨に賛同し、市民福祉の向上に資する場合	金額の指定がある場合は、関係者で協議する。
会費	会費	10,000円(上限)	各種団体、地域等が行う会合、総会等に飲食が伴う場合	一般参加者と同額とし、招待の場合も会費相当額とする。

- 1 この基準表は、議長に事故あるときは、その代理人にも適用することとする。
- 2 この基準表によることが相手方との関係上、適当でない事例が生じた場合は、関係者で協議し、決定の経過を記録のうえ、支出することとする。

議長交際費支出基準(弔慰関係)

区分	故人(本人のみ)	香典等	備考
1	現市議会議員	原則なし	別に淡路市議会議員慶弔内規を制定済み
2	元市議会議員	5,000円	
3	元旧町議会議員(議員待遇者のみ)	5,000円	